

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

<重点施策に関する提案・要望>

Ⅱ 「日本一暮らしやすい埼玉」の
着実な実現

■安心・安全の追究



1 安全で快適な歩行空間の整備



要望先 : 国土交通省
 県担当課 : 道路街路課、道路環境課

◆提案・要望

- (1) 未就学児や通学児童が安心して利用できる安全な歩行空間を確保するために、歩道整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 電線類地中化の整備手法について、更なるコスト削減策の検討及び普及を進めるとともに、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年に滋賀県大津市で発生した未就学児が犠牲となった事故や、令和3年に千葉県八街市で発生した通学児童が犠牲となった事故により、歩行者の安全確保に対する関心が高まっている。
- ・ 県管理道路の約3割においては、未だ歩道が整備されていない。整備済みの箇所においても十分な幅員が確保されていない状況である。
- ・ このような状況の中、地元市町村からは、未就学児の移動経路に限らず、小中学校の通学児童の安全を確保するため、通学路安全プログラムに基づく歩道整備の推進が強く望まれている。
- ・ その数は県管理道路で383件にのぼっており、大幅な予算の拡充が必要な状況である。
- ・ 本県では、「脱・電柱社会」の実現のため、強力に無電柱化を推進していくこととしている。
- ・ 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、継続的かつ安定的な財源確保と共にコスト縮減が必要不可欠である。

◆参考

○歩道の整備状況（県管理道路）（令和7年4月1日時点）

| 県管理道路延長 | 歩道整備延長 | 歩道整備率 |
|-----------|-----------|-------|
| 2,771.1km | 2,058.8km | 74.3% |

○歩道整備率の推移（県管理道路）（令和7年4月1日時点）

| R2.4.1 | R3.4.1 | R4.4.1 | R5.4.1 | R6.4.1 | R7.4.1 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 73.5% | 73.7% | 74.0% | 74.1% | 74.2% | 74.3% |

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路）（令和7年4月1日時点）

| 歩道幅員 | 0.75m以上～2.5m未満 | 2.5m以上 | 合計 |
|------|----------------|------------|------------|
| 整備延長 | 656.7 km | 1,402.1 km | 2,058.8 km |
| 構成比 | 31.9 % | 68.1 % | 100 % |

○電線類地中化の整備状況（県管理道路）（令和8年4月1日時点）

| R4.4.1 | R5.4.1 | R6.4.1 | R7.4.1 | R8.4.1 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 58.5km | 58.8km | 59.9km | 60.7km | 62.9km |

2 交通安全施設等の整備



要望先 : 警察庁、国土交通省

県担当課 : 道路街路課、道路環境課、(警) 交通規制課

◆提案・要望

- (1) 交通死亡事故の68.9%が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- (2) 「ゾーン30プラス」における生活道路30km/hの区域規制と物理的デバイスの適切な設置や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- (3) 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 昨年の本県における人身事故件数は15,619件で、昭和41年以降58年ぶりに1万6,000件を下回った前年より1.3%減少したが、交通事故死者数は125人で、前年より12人増加となった。
- ・ また、交通事故死者数のうち歩行者及び自転車の関係する事故が依然として多く、交通死亡事故全体の54.4%であり、このうち高齢者が関係する死亡事故は70.5%と高くなっているなど、依然として課題がある。
- ・ 交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、これら事故実態を踏まえた交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

◆参考

○主な交通安全施設整備数(補助事業)

| | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 信号機新設数 | 2基 | 1基 | 1基 | 1基 | 1基 |
| 信号機改良(車両用灯器LED化) | 660灯 | 600灯 | 660灯 | 1,506灯 | 1,140灯 |
| 信号機改良(歩行者用灯器LED化) | 560灯 | 400灯 | 160灯 | 720灯 | 240灯 |
| 横断歩道整備数 | 2,500本 | 1,950本 | 2,025本 | 75本 | 1,675本 |
| ゾーン30プラス整備数 (R3年度以前はゾーン30の整備数) | 26区域 | 10区域 | 10区域 | 8区域 | 4区域 |
| 標識整備数(県警所管) | 3,000本 | 2,800本 | 1,655本 | 420本 | 470本 |

3 在宅医療等に係る診療報酬等の制度見直し



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 高齢者福祉課、障害者支援課、
健康長寿課、薬務課
医療整備課、医療人材課

◆提案・要望

- (1) 本県で措置した取組を継続的に実施するために、地域医療介護総合確保基金の対象として医療機関等における暴力・ハラスメント対策推進事業を明確に記載し、かつ柔軟な運用を認めること。
- (2) 複数人訪問制度が十分に機能するよう診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス報酬の算定要件について、患者又は家族等の同意がなくても算定可能とする等の見直しを行うこと。
警備会社との契約費用や弁護士相談費用等も含めて、暴力・ハラスメントに対する十分な対策をとれる費用を必要な経費として認めるなど、診療報酬等の制度を見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4年1月、ふじみ野市において散弾銃立てこもり事件が発生し、在宅の現場で医師が亡くなったほか、同行していた医療従事者も重傷を負うという大変痛ましい事件が起きた。事件を受け、本県が緊急に行ったアンケート調査では、県内の在宅医療・介護の現場で暴力・ハラスメントを受けたことがあると答えた従事者は半数を超えるという厳しい結果であった。
- ・ このような状況の中で、複数人の看護師・介護職員等が同時に訪問看護・介護を行った場合の加算制度は既に診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の一部組み込まれているが、請求には患者又はその家族等の同意が必要であり、こうした費用を現実の問題として請求することは難しく、利用しにくい制度になっていること等から、見直しが必要である。
- ・ また、診療報酬制度において、この加算は、患者本人による暴力行為等が認められる場合であり、家族等による場合は対象外となっている。さらに、医療機関等の安全対策の取組に対する費用（通話録音装置等の用具を購入する費用）は診療報酬等に含まれておらず、地域医療介護総合確保基金の医療分には、これら安全対策に係る費用は対象として明示されていないため、明確に記載するべきである。
- ・ 本県では、地域医療介護総合確保基金等を活用し、複数人訪問費用補助や安全対策の取組に対する費用補助などを令和4年9月補正予算で措置したところであるが、患者やその家族等からの暴力・ハラスメントは全国で起こりうることであり、医療機関等による被害防止対策に係る経費は、医療従事者等が安心・安全に業務に取り組めるように、本来、基金ではなく診療報酬等で全国一律に手当てされるべきものである。
- ・ 令和8年6月には、川口市内においてケアマネジャーが刺殺されるという痛ましい事件が再び起きてしまった。事件を契機として、国からケアマネジャーが複数名で訪問する場合の経費を国庫補助の対象とする旨の通知が発出されたことを受け、県ではこの補助制度を活用した補正予算を編成し、ケアマネジャーの複数訪問の補助を新たに実施することとした。
- ・ さらに、訪問介護等を対象とした既存の複数訪問費用補助事業において、在宅サービス全般に

対象を拡大することで、薬剤師や理学療法士、作業療法士など幅広い職種をカバーできるようにしたところである。

◆参考

○地域医療介護総合確保基金

- ・ 平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設。
- ・ 各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

4 医学部の新設



要望先 : 文部科学省、厚生労働省
 県担当課 : 医療人材課

◆提案・要望

医師不足に対処するため、医師偏在指標に基づき「医師少数都道府県」に指定された地域や、医学部定員が少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は国が算定した医師偏在指標では43位となる「医師少数都道府県」であり、医師不足問題が深刻である。
- ・ 高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。
- ・ また、本県は医学部定員1人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が崩れている。

◆参考

○医師偏在指標

| 医師多数都道府県（上位33.3%） | | 医師少数都道府県（下位33.3%） | |
|-------------------|-------------|-------------------|-------------|
| 1位 | 東京都 (358.6) | 32位 | 宮崎県 (243.0) |
| 2位 | 京都府 (326.6) | ∴ | ∴ |
| 3位 | 福岡県 (320.4) | 43位 | 埼玉県 (207.2) |
| ∴ | ∴ | ∴ | ∴ |
| 16位 | 奈良県 (277.1) | 46位 | 茨城県 (197.5) |
| | | 47位 | 青森県 (194.4) |

※「医師偏在指標」（厚生労働省）（令和6年1月10日版）

○高齢者（75歳以上）人口の増加率（単位：万人）

| | 2020年の人口 | 2030年の人口 | 増加率 |
|-----|----------|----------|-----------|
| 沖縄県 | 15.8 | 21.7 | +37%（1位） |
| ∴ | ∴ | ∴ | ∴ |
| 埼玉県 | 99.4 | 128.2 | +29%（5位） |
| 島根県 | 12.3 | 13.9 | +13%（46位） |
| 秋田県 | 19.1 | 21.5 | +13%（47位） |

※「令和5年 日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に本県作成

○本県の医療・介護ニーズの将来推計

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 入院患者数 | 2013年:35,811人/日 → 2035年:49,881人/日 |
| 在宅医療等の必要量 | 2013年:46,152人/日 → 2025年:82,372人/日 |

※「第8次埼玉県地域保健医療計画」より抜粋

○令和7年度医学部定員1人当たりの18歳人口

| | 18歳人口 | | 18歳人口 |
|-----|------------|-----|------------|
| 埼玉県 | 471.8人（1位） | 高知県 | 52.0人（45位） |
| 静岡県 | 278.7人（2位） | 鳥取県 | 46.6人（46位） |
| 兵庫県 | 208.2人（3位） | 石川県 | 43.7人（47位） |

※「令和4年度 学校基本調査」（文部科学省）、「令和7年度 大学医学部入学定員」（文部科学省）を基に本県作成

5 地方消費者行政の充実強化のための財源確保



要望先：内閣府、消費者庁
県担当課：消費生活課

◆提案・要望

各自治体が設置している消費生活相談窓口の運営や消費者啓発・高齢者等の見守り活動などの事業が今後も安定して実施できるよう、各自治体が必要となる財源を国が責任をもって確保すること。

また、本県が全国に先駆けて運用を始めた消費生活相談窓口におけるボイスボットの改善・運用に関し必要な支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ これまで県内 63 市町村の全てにおいて消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政を推進するための財源としてきた地方消費者行政活性化基金や地方消費者行政推進交付金に代わる地方消費者行政強化交付金について、申請メニューの拡充や強化要件の撤廃などの見直しが行われた。
- ・ しかし、消費生活相談体制の維持・充実などに活用できた推進事業に代わるメニューについては、毎年度交付額が逡減していくことや事業を実施する地方公共団体の一般財源が前年度比で減少していないことなど活用条件が定められている。
- ・ また、消費者課題に対応できる事業に広く活用できるメニューは、実施できる期間が3年以内と限られている。
- ・ 今後、消費生活相談窓口の維持や消費生活相談員の処遇改善による相談機能の充実、高齢者などの見守り体制の構築や効果的な消費者啓発活動の実施、悪質事業者への指導強化などを進めるためには安定的な財源の確保が必要である。
- ・ また、県の消費生活相談窓口で導入・実証試験を行っているボイスボットによる相談電話受付は、消費生活相談窓口の利便性向上や消費生活相談員の負担軽減等に繋がるものであり、全国に波及効果が見込める取組である。
- ・ しかし、地方消費者行政強化交付金の対象の見直しにより、補助率が令和7年度は10分の10であったものが令和8年度からは2分の1となったことや、ボイスボットの改善に伴う開発費用の増等により、財政的負担が大きくなっている。
- ・ さらに、将来の発展的活用として、ボイスボットが受付にとどまらず相談への回答まで行えるようにするためには、埼玉県内のみでの学習データだけではなく、より多くの学習データや消費者庁の広い知見が必要となる。
- ・ 今後もボイスボットによる相談電話受付を安定的に運用するため、また、AIを相談業務へ効果的に活用するため、財政的支援及びAIの学習データの提供などの支援を求める。

◆参考

○地方消費者行政強化交付金による財政支援状況（交付金はいずれも当初交付決定額 単位：千円）

| | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | 前年比／ 当初比 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------------------|
| 強化交付金推進事業 （～H29 推進交付金） 補助率 国 10/10 | 95,253 | 45,903 | 128,406 | 142,662 | 149,521 | 135,861 | 132,187 | 93,715 | 70.9% 98.4% (H30 比) |
| 強化交付金強化事業 （H30 創設） 補助率 国 1/2 | 12,165 | 13,227 | 13,806 | 11,449 | 14,846 | 12,956 | 10,909 | 56,116 | 514.4% 461.3% (H30 比) |
| 活性化基金(H30～ 推進事業に充当) R 2活用終了 | (支出額) 75,674 | (支出額) 97,947 | (支出額) 14,623 | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 183,092 | 157,077 | 156,835 | 154,111 | 164,367 | 148,817 | 143,096 | 149,831 | 104.7 81.8% (H30 比) |

6 警察官の増員



要望先：警察庁、総務省
 県担当課：(警) 警務課

◆提案・要望

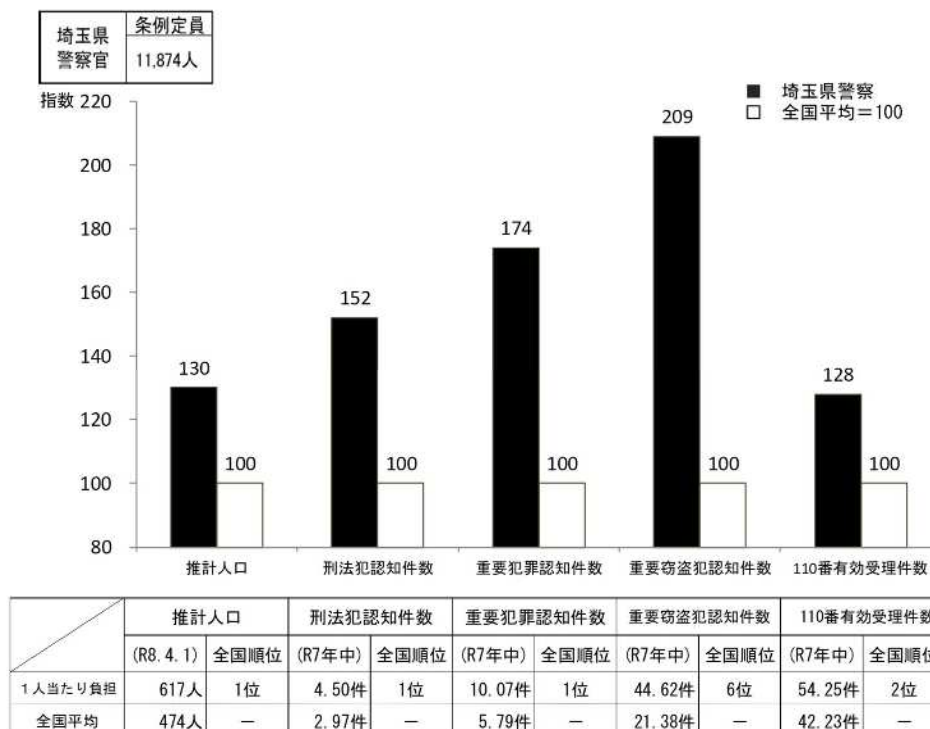
本県警察官1人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。

◆本県の現状・課題等

- 近年の治安情勢として、人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺対策をはじめとした犯罪対策の推進、交通事故防止対策の推進、サイバー空間の脅威への的確な対処、凶悪・重要事犯の迅速な検挙、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の壊滅、テロ・災害等緊急事態への的確な対処が警察に求められる中、本県では令和7年度及び令和8年度には、全国で最多となる350人の増員が措置されたところであるが、警察官1人当たりの人口負担及び刑法犯認知件数の負担が全国ワースト1位であるなど、警察官の業務負担が依然として過重である。
- 平成12年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官1人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされ、全国平均が474人であるところ、本県は617人である。
- 社会情勢の変化に的確に対処し、本県の治安を安定的に維持していくため、警察官の増員が必要である。

◆参考

○各種負担状況グラフ



※ 警察官は条例定員（R8.4.1）・重要犯罪・重要窃盗犯認知件数の負担は警察官100人当たり

7 警察車両及び警察用航空機の増強【一部新規】



要望先：警察庁

県担当課：(警) 装備課、警備第二課

◆提案・要望

複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、警察車両及び警察用航空機を増強すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の治安情勢は、平成17年以降連続で減少してきた刑法犯認知件数が令和4年に増加に転じ、重要犯罪においても令和2年以降増加傾向にあるほか、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数及び被害額は依然として高い水準にあり、警察事象に的確に対応するためには車両の増強による機動力の確保が必要である。加えて、令和7年度、8年度の2年間で本県警察官350人の増員に伴う車両増強も必要である。
- ・ また、警察用航空機についても、災害をはじめ、山岳救助や犯罪捜査、交通事故等において年々運用の需要が増加しており、増強の必要がある。
- ・ 本来、警察用車両及び警察用航空機は、警察法により国庫が支弁することと規定されているが、(国費支弁の対象外となる行政目的で使用する庁用車及び排気量125cc以下の二輪車を除く。) 本県警察車両における国費車両が占める割合は、四輪車が60.9%、二輪車が46.4%に留まっているほか、警察用航空機の配備状況は、国有機2機、県有機1機であり、いずれも県費の超過負担となっている。
- ・ 県民の安全な生活を守り、複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するためには、国費車両及び警察用航空機の増強が必要である。

◆参考

○警察車両保有状況

令和8年4月1日現在

| 年 度 車 種 | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | |
|-----------------------|------------------|----------------|-------|------------------|----------------|-------|------------------|----------------|-------|
| | 国 | 県 | 合計 | 国 | 県 | 合計 | 国 | 県 | 合計 |
| 四 輪 車 (庁用車を除く) | 1,330 (60.1%) | 882 (39.9%) | 2,212 | 1,338 (60.7%) | 868 (39.3%) | 2,206 | 1,334 (60.9%) | 858 (39.1%) | 2,192 |
| 二 輪 車 (125cc以下を除く) | 97 (43.1%) | 128 (56.9%) | 225 | 102 (45.3%) | 123 (54.7%) | 225 | 102 (46.4%) | 118 (53.6%) | 220 |

※ 各年度4月1日現在の台数

※ 県費四輪車については行政目的で使用する庁用車(16台)を除いて計上した。

○警察用航空機配備状況

- ・ 令和8年4月1日現在、警察用航空機3機(国有機2機、県有機1機)を配備している。
- ・ 国有機は、昭和53年10月に1機目が配備され、平成12年3月、令和4年6月に更新されている。また、2機目は平成21年3月に追加配備された。
- ・ 県有機は、昭和61年12月に県費で配備し、その後、平成22年3月に県費で更新し運用している。

○航空機写真

| 国有機 | | 県有機 |
|--|---|--|
| <p>むさし</p>  <p>令和4年6月配備</p> | <p>みつみね</p>  <p>平成21年3月配備</p> | <p>さきたま</p>  <p>平成22年3月配備</p> |
|  | | |

○近県の航空機配備状況

- ・ 千葉県警 国有機3機 配備
- ・ 神奈川県警 国有機3機、県有機1機 配備

8 トルコ共和国との相互査証免除協定の一時停止【新規】



要望先 : 外務省
県担当課 : 国際課

◆提案・要望

J E S T Aの導入等が行われるまでの間、トルコ共和国との相互査証免除協定について、現状を踏まえ一時停止措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 法務省が公表したデータによると、令和7年の難民認定申請者のうち、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者の国籍は、査証免除国であるトルコ共和国が最も多く、難民の認定をしない処分に対する審査請求で「理由なし」とされた者も同国が2番目に多い状況である。
- ・ 本県に在留するトルコ人の特徴として、同国の国籍者の内、半分以上が難民申請者等に与えられる特定活動の在留資格で滞在している。特定の地域に特定活動で滞在する者が集まっている状況や、こうしたトルコ人の関係する事件・事故がメディアやSNS等で取り上げられたこともあり、地域からは不安の声が寄せられている。
- ・ また、出入国管理及び難民認定法違反により退去強制令書の発付を受けた後に仮放免され国内に滞在している者の国籍も令和7年末時点で同国が最も多く、同国人が最も多く滞在する埼玉県をはじめとする自治体にしわ寄せが及んでいる。
- ・ 現在、国は、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」や令和8年1月に公表された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等を策定し、外国人の出入国、在留、共生等に関連する諸課題について対策を進めている。一方、自治体としては地域住民である外国人との多文化共生施策を推進しているが、査証の取得無しに入国し、その後、特定活動の資格により相対的に不安定で生活者として想定することが難しい立場で滞在する外国人の増加を抑制するべきがないのみならず、出国に関する権限もない以上、国が入国の際にスクリーニングを行い、自治体へのしわ寄せや負担を軽減すべきと考える。
- ・ 査証免除は、本来、短期間滞在の観光や家族の訪問などの目的で来日する人々の便宜を図り、人的交流を円滑に図るものとして国際交流に重要な役割を果たしているものである。この制度を利用した不法滞在や不適切な入国者への懸念が、国民の間で広がることは、日本国内での不安感を助長するだけでなく、相手国への不信感を招き、結果として友好関係にも悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 以上を踏まえ、難民認定申請を行ったことがある申請者は同国が最も多く、難民の認定をしない処分に対する審査請求で「理由なし」とされた者についても2番目に多い状況に鑑みれば、他の多くの国と同様に査証の経伺によりスクリーニングを実施することを通じ、トルコ共和国に対する不信感の惹起を抑止し、これまでの良好な両国民の信頼関係を毀損しないよう努めることが必要と考える。

◆参考

○埼玉県トルコ国籍者の特定活動に占める割合



法務省 出入国在留管理庁「在留外国人統計」(令和7年6月末現在) から作成

■誰もが輝く社会



1 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化



要望先：厚生労働省

県担当課：高齢者福祉課、地域包括ケア課

◆提案・要望

- (1) 介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和9年度以降も引き続き必要な財政的措置を講ずること。
- (2) 介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分を定めること。
地域区分の見直しに当たっては、通勤や経済活動等の圏域を考慮した区分や補正を設定するなど、地域の実情を適切に反映したものとすること。
- (3) 他業種との賃金格差を解消するため、介護現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善に要する費用を介護報酬とは別に措置すること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。
- (4) 介護職員の負担を軽減し、生産性向上を図る観点から、介護テクノロジー導入支援について、恒常的に利用できる補助制度を拡充すること。
- (5) 介護事業者が職員用の宿舍を借り上げるための費用に対する補助について、地域医療介護総合確保基金の対象事業とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 介護職員は全産業に比べ給与額が低い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。
- ・ 介護報酬の地域区分においては令和6年度から新たな特例の設定により東京都特別区と隣接する市について6級地から5級地への引上げが可能になったが、依然として級地差が大きい市がある。また、令和6年の人事院勧告による地域手当の区分が適用された場合、級地差が拡大してしまうことから、地域区分を国家公務員の地域手当に準拠して設定するのではなく、例えば介護従事者の流出の状況に合わせて報酬も調整できるよう、制度を見直す必要がある。
- ・ 都県境にある県内市は鉄道路線で都内と直接結ばれ、隣接する東京都の区市と一体の生活圈を形成していることから、通勤や経済活動の圏域を考慮した区分や補正を設定することで自治体間の格差を解消することが必要である。
- ・ 介護テクノロジー導入支援に対する支援については、地域医療介護総合確保基金の対象事業とされているものの、現在の国の緊急経済対策の国の補助率が5分の4であるのに対し、基金事業では国の補助率が3分の2となっており、県の財政的負担が大きい。このため、恒常的に利用できる補助制度を充実させる観点から、国の緊急経済対策と同等の補助率となるよう財政的措置を

拡充する必要がある。

- ・ 介護事業者が職員確保のため宿舍を借り上げる費用に対する補助は、地域医療介護総合確保基金の対象とされていないため、基金の対象メニューとする必要がある。

◆参考

○給与額等比較表

| | 年齢 | 勤続年数 | 給与額 ※ |
|---------|-------|-------|---------|
| 全労働者 | 44.4歳 | 12.7年 | 370.5千円 |
| 福祉施設介護員 | 45.3歳 | 9.0年 | 277.7千円 |
| ホームヘルパー | 51.2歳 | 8.8年 | 281.6千円 |
| 介護支援専門員 | 53.1歳 | 12.4年 | 309.1千円 |

*厚生労働省 令和7年賃金構造基本統計調査(全国)

「きまって支給する現金給与額」

○地域区分(令和6年度~令和8年度)



2 性的マイノリティに対する支援



要望先 : 内閣府、法務省

県担当課 : 人権・男女共同参画課

◆提案・要望

- (1) 昨今の判決で示された「同性婚について異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論をすること」等を踏まえ、国は同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うこと。
- (2) 性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため、性の多様性に関する国民の理解増進を図ること。

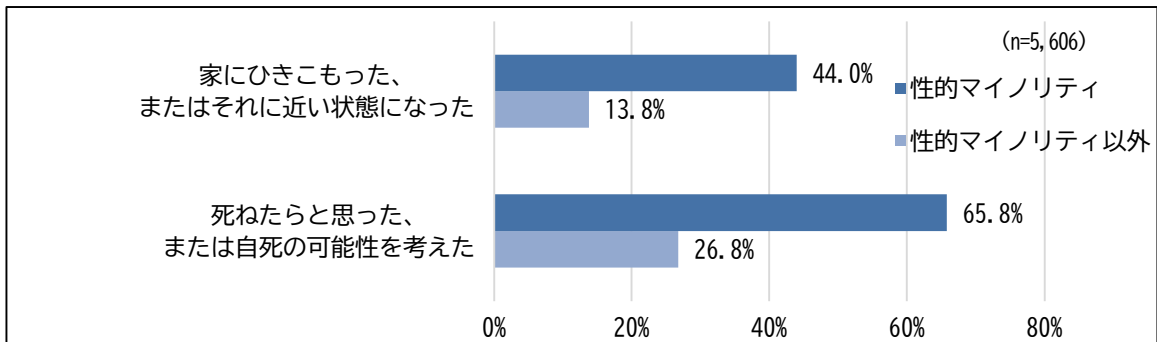
◆本県の現状・課題等

- ・ 性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感あるいは自己否定感が強い状況にあり、令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えている。
- ・ また、当事者の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活している。
- ・ このような状況を踏まえ、本県では、性の多様性を尊重した社会づくりのため、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の充実、暮らしやすい環境づくりの3本柱で施策を進めている。
- ・ 令和4年7月には、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行した。
- ・ 本県では、当事者の抱える生きづらさや社会的不利益を解消するため、県の制度や手続に関して事実婚を対象としている場合に、同性パートナーも同様に扱うことが可能か検討し、県営住宅の入居者資格など制度等の見直しを行っているが、自治体の取組だけでは限界がある。
- ・ パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度は、親族関係を登録公証する戸籍制度と想定すれば、戸籍に関する届出制度は、市町村の法定受託事務となっており、自治体間の制度自体の共通性や転居の場合の取扱いなどが担保されている。
- ・ 一方、中間自治体である県には届出事務が委託されておらず、届出そのものに関し、混乱が生じないような建て付けとなっている。
- ・ パートナーシップ制度は自治体の制度という制約があり、社会保障制度や税などの優遇措置を受けられないという、同性婚ができないことによる不利益を解消することはできない。
- ・ 同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることのないよう、令和6年3月の札幌高裁の判決のとおり「国として同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用すること」を含め、早急に真摯な議論と対応を行うことが必要だと考える。
- ・ 以降、これまでの4件の高裁判決においても同様に、同性婚を認めないことに対し違憲判決が出されている。
- ・ 本県では、県民向け講座の実施や啓発リーフレットの配布、企業向け研修の実施等を通じて理解増進を図っている。国においても「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関す

る国民の理解の増進に関する法律」に基づき、国民に理解増進を図る必要がある。

◆参考

○精神的に追い込まれた経験に関する性的マイノリティと性的マイノリティ以外の人と比較



出典：県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

○同性婚訴訟高裁判決一覧（令和8年3月）

| | 東京高裁 (R 6.10) | 福岡高裁 (R 6.12) | 名古屋高裁 (R 7.3) | 大阪高裁 (R 7.3) | 東京高裁第2次 (R 7.11) |
|---|------------------|------------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 憲法第24条第1項 「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」 | — | 合憲 | — | 合憲 | 合憲 |
| 憲法第24条第2項 「婚姻や家族に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定する」 | 違憲 | 違憲 | 違憲 | 違憲 | 合憲 |
| 憲法第14条第1項 「国民は法の下に平等であり、差別は許されない」 | 違憲 | 違憲 | 違憲 | 違憲 | 合憲 |
| 憲法第13条 「幸福追求権は、最大の尊重を必要とする」 | — | 違憲 | — | 合憲 | 合憲 |

○上記札幌高等裁判所判決要旨（令和6年3月14日）

- 1 憲法第24条第1項「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」
違憲：人と人との自由な結びつきとしての婚姻を定める趣旨で、同性婚も同じ程度に保障している。
- 2 憲法第24条第2項「婚姻や家族に関する法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定する」
違憲：同性婚ができない不利益は著しく、個人の尊厳が損なわれている。
- 3 憲法第14条第1項「国民は法の下に平等であり、信条や性別などで差別されない」
違憲：異性婚を認め、同性婚は許さないのは合理的根拠の欠く、差別的な取扱いである。

○犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判所判決要旨（令和6年3月26日）

- ・犯罪被害者と同性の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第5条第1項第1号括弧書きにいう「婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると解するのが相当である。
- ・原告の男性に受給資格を認めなかった2審・名古屋高裁判決（令和4年8月）を破棄し、審理を高裁に差し戻す。

3 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族（ケアラー）への支援の充実【一部新規】



要望先：こども家庭庁、厚生労働省
県担当課：障害者支援課

◆提案・要望

- (1) 医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族（ケアラー）のレスパイトケアを充実するため、医療型短期入所事業の報酬を実態に即して見直すこと。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童が入院した場合における家族の負担軽減のため、入院時における居宅介護の利用など対象者や支援内容を拡大すること。
- (3) 医療的ケア児・者の増加に伴い、日中一時支援事業のニーズが高まっているが、経費の負担が大きいことからサービス体制の整備が進んでいない。このため、当該事業の国庫補助金の充当率を法定サービスと同様とすること。
- (4) 医療的ケア児を介護する家族の負担を軽減するため、18歳未満の医療的ケア児を重度訪問介護の対象とすること。
- (5) 医療的ケア児への支援が18歳で途切れることのないよう、医療的ケアが必要な18歳以上の障害者も対象とした医療的ケア児等総合支援事業と同等の補助事業を新設すること。
- (6) いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材の十分な配置や医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。
- (7) 在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児・者の災害時の備えとして、停電時に使用可能な発電機や蓄電池を各家庭で備蓄できるよう、助成制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 医学や医療技術の進歩に伴い、地域で暮らす、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児・者が増加しており、在宅で介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にあるが、その家族が利用できる社会資源やサービスは極めて限られている。
- ・ 医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者とその家族が地域で安心して生活していくためには、定期的なレスパイトケア利用のため、ニーズに対応できる障害福祉サービスを拡大させる必要があるが、宿泊利用できる医療型短期入所事業所は少なく、診療報酬と比較して報酬単価が低いことがその理由の一つと考えられる。
- ・ また、医療的ケアを必要とする児童が入院した場合に医療機関から保護者に付添介助を求められる場合がある。平成30年4月に病院等に入院中の重度訪問介護サービスの提供が制度化され、令和6年度の報酬改定で対象が拡大されたが、対象年齢や支援内容が限定されている。
- ・ レスパイトとして昼間の時間帯に利用できる日中一時支援事業については、国の要綱に基づき

市町村が実施しているが、国庫補助金が十分に確保されないため、市町村では看護師等を手厚く配置する必要があるが、医療的ケア児・者の受け入れが困難となっている。このため、県では市町村が行う日中一時支援事業において、医療的ケア児を受け入れる事業者に上乘せ補助を行い、レスパイトケアのニーズに対応している。

- ・ 18歳未満の医療的ケア児は重度訪問介護の対象とされていないため、在宅で生活する医療的ケア児に対しては、家族が24時間365日ケアすることになる。
- ・ 医療的ケア児等支援については、18歳未満を対象とした「医療的ケア児等総合支援事業」を活用し都道府県と市町村は事業の実施が可能であるが、18歳以上は対象となっていない。18歳で支援が途切れることのないよう、施策を講じる必要がある。
- ・ 学校卒業後、医療的ケア者の日中活動の場として想定される生活介護事業所等は、医療的ケアに不可欠な看護師等の配置が十分でなく、医療的ケア者の受け入れが進んでいない。そのため、本人にとっての日中の居場所が自宅だけとなり社会参加が限られることはもとより、家族にとっては介護時間が増加し、大きな負担となっている。
- ・ 医療的ケア者が外出する際は、医療機器や必要な物品の準備に加え、移動中もケアが必要であるが、医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等は少なく、通所時の送迎が家族にとって大きな負担となっている。
- ・ 在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児・者は、停電により人工呼吸器等が使用できなくなれば命に直結するため、各家庭で発電機等を備えておく必要があるが、経済的に購入が難しい家庭もある。

◆参考

○報酬改定について

医療型短期入所の基本報酬等が引き上げられたが、依然として医療保険による小児入院医療管理料（診療報酬）とは開きがある。

（令和6年度）

- ・ 医療型短期入所報酬＝37,270円/日
- ・ 小児入院医療管理料＝52,490円/日

※それぞれ各種加算含む

重度訪問介護については、令和6年度の報酬改定で、病院等におけるコミュニケーション支援等を行った場合の対象者が支援区分6から支援区分4まで拡大されたものの、15歳未満の障害児を対象にすることや利用者の状態等を熟知しているヘルパーによる直接支援といったサービスの拡大はされなかった。

○本県における在宅の重症心身障害児・者数（超重症含む）（各年度4月1日現在）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 重症心身障害児数 | 1,000人 | 1,010人 | 1,032人 | 1,006人 | 1,057人 |
| 重症心身障害者数 | 1,802人 | 1,735人 | 1,877人 | 1,774人 | 1,675人 |

○本県における医療的ケア児・者数（市町村調べ）（各年度4月1日現在）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 医療的ケア児数 | 709人 | 702人 | 860人 | 825人 | 922人 |
| 医療的ケア者数 | 239人 | 247人 | 289人 | 313人 | 276人 |

4 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設



要望先 : 財務省、厚生労働省
 県担当課 : 国保医療課

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 18歳未満までのこどもの医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は令和6年4月に廃止されたが、こどもに限定せず障害者に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、こどもを対象とする医療費助成については、令和6年4月に減額調整措置が廃止されたが、こども以外の障害者を対象とする医療費助成については減額措置が継続されている。

◆参考

○本県の重度心身障害者医療費の助成状況

| | |
|---------|--|
| 医療費支給対象 | 身体障害者手帳：1～3級 療育手帳：マルA、A、B 精神障害者保健福祉手帳：1級（精神病床への入院費用は助成しない）、 2級（精神通院医療費（自立支援医療の自己負担額）のみ助成） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※ 65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。 ※ 特別障害者手当の所得基準に準じた所得制限あり。 |
| 医療費支給方法 | 償還払い (こどもの一部について県内医療機関受診分のみ現物給付) |
| 令和8年度予算 | 5,815,215千円 |
| 令和7年度実績 | 対象者：126,149人 支給件数：3,099,166件 市町村支給額：11,947,482千円 県補助額：5,145,477千円 |

○制度の不均衡の例（令和8年4月1日現在）

| 項目 | 状況（都道府県数） |
|-------|--|
| 精神障害者 | 1級のみ対象：29、1～2級：11 その他(別制度等)：3、対象外：4 |
| 所得制限 | あり：44、なし：3 |
| 自己負担金 | あり：28、なし：19 |

■持続可能な成長



1 鉄道新線建設の取組に対する支援



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 交通政策課

◆提案・要望

埼玉高速鉄道線の延伸をはじめとした交通政策審議会答申路線等の整備を推進するため、鉄道新線建設の取組に対して支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京圏の都市鉄道については、昭和31年の都市交通審議会答申第1号から、平成12年の運輸政策審議会答申第18号に至るまで過去8度の答申に基づき整備が進められてきた。
- ・ 平成28年4月の交通政策審議会答申第198号では、国際競争力の強化に資する都市鉄道、豊かな国民生活に資する都市鉄道、まちづくりと連携した持続可能な都市鉄道などの目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトについて、意義と事業化に向けた課題整理がされている。
- ・ このため、答申路線の整備に向けて、沿線自治体と連携して課題解決の取組を進めている。
- ・ また、本県としても知事公約で掲げた「あと数マイル・プロジェクト」は公共交通の更なる利便性向上に向けた取組であり、鉄道路線の延伸についても検討を進めていくこととしている。
- ・ 鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。
- ・ そこで、延伸の諸課題の解決に向けた取組に対して、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の3分の1以内、地方公共団体と同額）を補助。

○社会資本整備総合交付金

道路空間に導入される新交通システムや都市モノレールのインフラ部（支柱・桁等）の整備について交付。

○あと数マイル・プロジェクトにおける検討路線

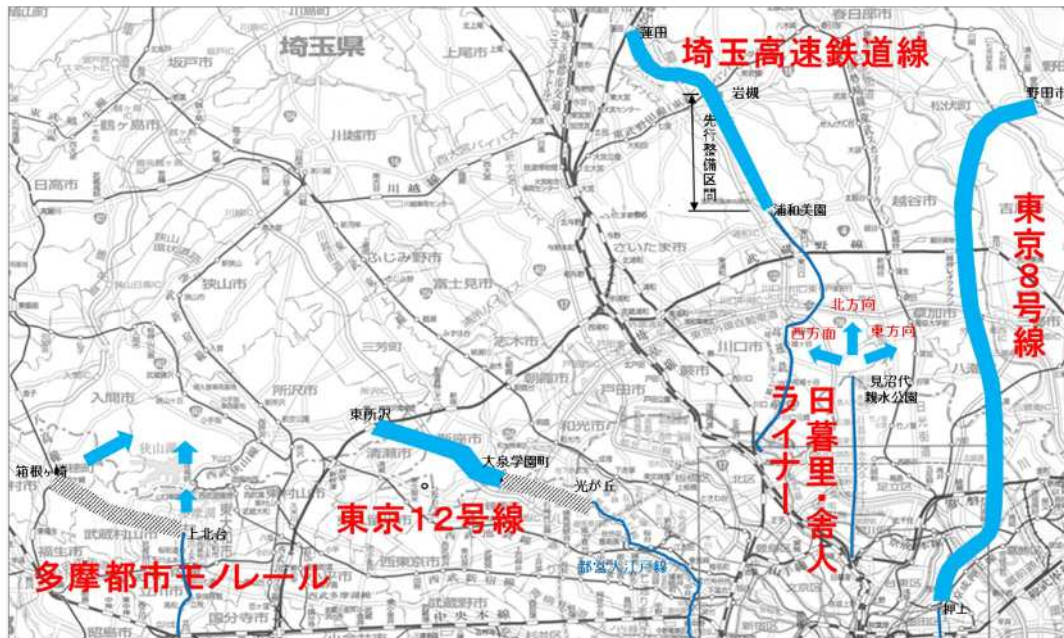
（平成28年4月交通政策審議会答申路線）

- ・ 埼玉高速鉄道線の延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）
- ・ 東京12号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
- ・ 東京8号線の延伸（押上～野田市）

(答申外路線)

- ・日暮里・舎人ライナーの延伸
- ・多摩都市モノレールの延伸

○あと数マイル・プロジェクト路線図



— 既設路線 ■ あと数マイル・プロジェクト路線

2 埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸の取組に対する支援



要望先：国土交通省
県担当課：交通政策課

◆提案・要望

- (1) 鉄道事業者が事業実施要請を速やかに受諾するよう支援すること。
- (2) 令和9年度の国庫補助事業化に向けた準備を進めること。
- (3) 事業を円滑に推進するため、予算の安定的な確保及び現実的な支援スキームを確立すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成28年4月の交通政策審議会第198号答申において、埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）については、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示された。
- ・ 先行整備区間である浦和美園から岩槻までの延伸については、都心部への速達性・利便性の向上や鉄道空白地域の解消など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害時等の代替路線機能の充実」に大きな効果がある。
- ・ また、核都市広域幹線道路の埼玉新都心線から東北道付近までのルート帯について、令和7年8月に地元検討会が開催され複数案が公表されたところであり、地域開発の発展に向けた相乗効果も期待される。
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の試算結果において、B/Cは1.2、収支採算性は27年との結果になったことなどから、埼玉県及びさいたま市では、令和7年度末に鉄道事業者への事業実施要請を行った。
- ・ 令和8年度から環境影響評価など都市計画決定に向けた手続きに着手しており、速やかな国庫補助事業化が望まれる。
- ・ 事業の推進に当たっては、国の支援が必要不可欠であるため、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の3分の1以内、地方公共団体と同額）を補助。

○埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）路線図



— 既設路線 ■ 延伸区間（うち浦和美園－岩槻間は先行整備区間）

3 新大宮上尾道路、東埼玉道路、核都市広域幹線道路など直轄国道等の事業推進



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 新大宮上尾道路の事業中区間（与野～上尾南）の整備を推進するとともに、未事業化区間のうち、まずは上尾南～圏央道を早期に事業化すること。
事業中区間：与野～上尾南 L=8.0km
未事業化区間：上尾南～圏央道 L=7.0km、圏央道～鴻巣市箕田 L=10.0km
- (2) 東埼玉道路（国道4号）の事業中区間である自動車専用部及び一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号））の早期事業化、更に圏央道までの計画を早期に具体化すること。
事業中区間：（自動車専用部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島 L=9.5km
（一般部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市水角 L=4.9km
未事業化区間：（自動車専用部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号） L=8.1km
※（一般部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島 L=9.5km供用済
- (3) 核都市広域幹線道路について、埼玉新都心線から東北道付近までの概略計画の具体化のため、ルート帯を年内早期に示し、事業の具体化を図るとともに、その他の区間における地域特性や交通課題の分析を推進すること。
- (4) 首都圏道路網の骨格を形成する直轄国道について事業中区間（上尾道路、本庄道路、深谷バイパス）の整備を推進するとともに暫定2車線区間（深谷バイパス（残区間））の4車線化の早期事業化や上武道路の新上武大橋を早期に着手すること。
 - ・ 上尾道路（国道17号）
事業中区間：さいたま市西区宮前町（国道16号）～鴻巣市箕田（国道17号） L=20.1km
※I期区間（国道16号～圏央道）L=11.0km供用済（一部暫定2車線）
 - ・ 本庄道路（国道17号）
事業中区間：深谷市岡（深谷BP）～高崎市新町（群馬県境） L=13.1km
※神流川橋架替区間L=1.4km供用済（暫定2車線）
 - ・ 深谷バイパス（国道17号）
暫定2車線区間：熊谷市西別府（上武道路）～深谷市岡（本庄道路） L=10.6km
 - ・ 上武道路（国道17号）
暫定2車線区間：熊谷市西別府～深谷市高島 L=5.5km
- (5) 高規格道路である熊谷渋川連絡道路の計画を早期に具体化すること。
- (6) 新大宮上尾道路や東埼玉道路などは、平常時及び災害時における国全体の高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、早期開通のための十分な

事業費を確保すること。

- (7) 外環道の残る事業中区間（大泉JCT～東名JCT）の整備推進および、東名JCT以南の計画の具体化を図り、環状道路としての整備効果の早期発現を図ること。また、外環道の道路ネットワーク機能を向上させるため、可能な区間において車線の追加による渋滞対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道17号や国道4号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。
- ・ 圏央道沿線地域を中心とした物流の活発化等に伴い増大する交通需要への対応のためには、圏央道から都心方面へのアクセス強化は必要不可欠である。
- ・ 地域経済の活性化や防災上の観点からも未整備区間の一日も早い完成が必要である。

◆参考

○本県の直轄国道等の整備状況



4 幹線道路網の整備推進



要望先 : 国土交通省

県担当課 : 県土整備政策課、道路街路課

◆提案・要望

第1次国土強靱化実施中期計画で推進する施策の予算を含めた社会資本整備予算について、計画的な事業執行のために、県が実施する補助国道、主要地方道など幹線道路網の整備推進に必要な財源を当初予算において安定的に確保することも含め、配分すること。

また、重要物流道路制度に基づく本県の物流上重要な道路や、国が進める高規格道路インターチェンジ及び直轄国道へのアクセス道路について、重点支援を実施すること。

【具体的内容】

(1) バイパス整備や多車線化による幹線道路網の整備

円滑な交通の確保を図り、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを進めるため、県土をネットワークする道路の早期整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 西関東連絡道路（一般国道140号大滝トンネル、長尾根バイパス）
- ・ （都）三郷流山線（三郷市、吉川市）
- ・ （都）川越北環状線（川越市）
- ・ （都）浦和野田線（越谷市）等

(2) 成長を支える県内道路の整備

高速道路の整備効果を最大限に活用するため、インターチェンジに短時間でアクセスできる道路の整備や産業拠点へのアクセス道路の整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 一般国道125号（加須羽生バイパス）
- ・ 主要地方道東松山鴻巣線（吉見町）等
- ・ 一般県道惣新田幸手線（幸手市）等

(3) 隣接都県との道路ネットワーク強化

隣接都県との人の交流や物流の活性化を図るとともに、災害発生時の避難路・輸送路の確保のため、隣接都県と未接続となっている道路整備に必要な財源を確保すること。

- ・ （都）日光東京線（川口市）
- ・ （都）放射7号線（新座市）
- ・ （都）保谷朝霞線（新座市）
- ・ （都）飯能所沢線（所沢市）等

(4) 鉄道との立体交差化による渋滞の解消

鉄道との踏切等で発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、踏切の立体化などの整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部市）等

(5) 重要物流道路の整備

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、また、県内の主要幹線道路網の強化・充実のため、重要物流道路に指定された国道254号和光富士見バイパスについて、整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 一般国道254号（和光富士見バイパス）

(6) 高規格道路インターチェンジへのアクセス道路整備

国が整備を進める高規格道路・東埼玉道路のインターチェンジ及び本庄道路などの直轄国道にアクセスする県管理道路について、整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 主要地方道越谷野田線（越谷市、松伏町）
- ・ 一般県道柿木町蒲生線（越谷市）
- ・ 主要地方道上里鬼石線（上里町）等

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県には東北縦貫自動車道・関越自動車道・常磐自動車道などの高速道路が整備されている。より円滑な移動を実現するためには、相互の結び付きの強化やインターチェンジへのアクセス向上を図る必要がある。
- ・ 高速道路を補完する幹線道路では交通量の増加に道路の整備が追いつかず、県内各地で渋滞が発生している。このため、混雑時の走行速度は全国ワースト4位にとどまっている。
- ・ また、補助国道などの主要な幹線道路は、平常時及び災害時における国全体の道路ネットワークの強化に資する事業であることから、早期に開通させる必要がある。
- ・ このような状況から、上記の幹線道路網の整備を強力に推進する必要がある。

5 スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用



要望先：国土交通省
県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進に当たり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。
 - ・ 蓮田スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・ （仮称）外環八潮スマートインターチェンジ等
- (2) ドライバーの負担軽減のため、サービスエリア及びパーキングエリアに、女性が利用しやすい休憩施設等の整備や大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。
 - ・ 東京外環自動車道（仮称）外環八潮パーキングエリア
 - ・ 首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア
- (3) 新たな料金体系導入による交通状況の変化や償還計画への影響など検証した上で、引き続き一体的で利用しやすい料金体系の構築に取り組むこと。
- (4) ビッグデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。
- (5) ポストコロナ時代を踏まえ、料金収受員や利用者に対する感染リスクの軽減や料金收受コストの軽減につながるE T C専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を更に推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県内の圏央道が全線4車線化で開通するなど、首都圏の高速道路ネットワーク整備は進展している。一般道の交通負荷軽減や地域活性化、物流効率化のため、スマートインターチェンジの整備を推進するなど、高速道路を最大限有効活用すべきである。
- ・ 平成28年4月から新たな料金体系が導入され、会社間の料金体系の整理・統一が図られ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金が実現するとともに、利用者の急激な負担増に配慮し、激変緩和措置が講じられている。
- ・ 国土交通省や高速道路会社は、令和2年12月17日に社会資本整備審議会国土幹線道路部会の『「持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組」中間とりまとめ』において、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を計画的に推進すべきであると示されたことを踏まえ、導入手順や概成目標時期を明示したロードマップを策定し、公表した。
- ・ 県内の首都高速道路（株）の料金所では5箇所、東日本高速道路（株）の料金所では9箇所がE T C専用料金所としての運用が開始された。

6 中小企業の事業承継支援体制の拡充整備



要望先 : 中小企業庁
県担当課 : 経営・金融支援課

◆提案・要望

中小企業の事業承継を促進するため、都道府県ごとに設置されている事業承継・引継ぎ支援センターの増員など支援体制の整備拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 県内企業の後継者不在率は54.0%と全国平均の50.1%を上回る状況にある。((株)帝国データバンク「埼玉県・「後継者不在率」動向調査(2025年)」)
- ・ 優れた技術やサービスなどを持ちながら、後継者不在により廃業を余儀なくされる企業が増えることは、従業員の雇用喪失やサプライチェーンの乱れにつながり、本県経済にとって大きな損失となることから、事業承継の促進は急務である。
- ・ 本県の事業承継支援については、国の委託でさいたま商工会議所内に設置された「埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター(以下「センター」という。)」が実質的な中心となって実施している。
- ・ しかしながら、センターに寄せられる相談件数に対して配置されている支援人員が十分でない、支援拠点が少ないなどの問題がある。
- ・ 県としても、センターと連携して事業承継支援に取り組んでいるが、より充実した支援を実施するため、センターの増員など支援体制の整備拡充を求める。

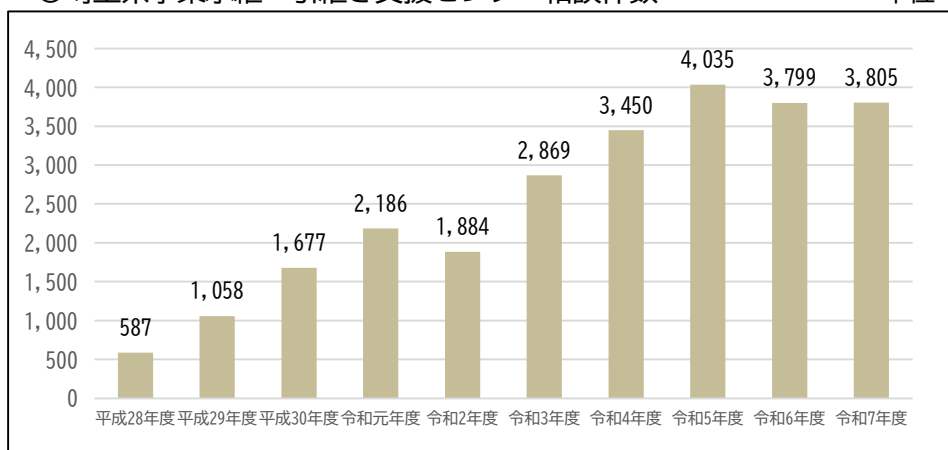
<県の事業承継促進の取組>

- ・ 公益財団法人埼玉県産業振興公社に事業承継アドバイザーを配置し、事業承継に関する相談に対応するほか、セミナーを開催している。
- ・ センターによる県北地域の支援拠点(県施設内設置)の運営を支援している。
- ・ 令和6年度から、センターと連携し県東部・西部地域において、事業承継に関する定例相談会を開催している。
- ・ 令和7年度から、事業譲渡を希望する者と、事業譲受を検討している者のマッチングイベントを開催している。

◆参考

○埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター相談件数

単位：件



7 価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援



要望先：内閣府、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁
県担当課：産業労働政策課

◆提案・要望

エネルギー・物価高騰の長期化が企業の収益を圧迫している現状を踏まえ、中小企業がコストの上昇分を円滑に価格転嫁できるよう、実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ エネルギーコスト・原材料価格の高騰が長期化し、県内中小企業は厳しい経営環境に置かれている。
- ・ 本県では、令和4年9月に国や経済団体等の12者と全国初となる「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、ワンチーム埼玉で円滑な価格転嫁に向けた取組を進めている。
- ・ これまで、パートナーシップ構築宣言の登録や実効性確保について県内企業に対して通知や電話や訪問などにより直接働き掛けるとともに、宣言企業への優遇措置（事業者向け各種補助金審査や物品等競争入札参加資格の格付における加点措置、公共工事調達における総合評価方式のプラス評価、宣言企業を対象として制度融資）を設けてきた。
- ・ また、価格交渉のエビデンス資料を容易に作成できる「価格交渉支援ツール」等の提供や、専門家による価格交渉のノウハウ獲得に向けた伴走支援で企業の価格交渉を後押ししてきた。
- ・ さらに、金融機関と連携した「価格転嫁サポーター制度」を創設し、19金融機関、5,500名を超える金融機関の職員から企業に直接、支援情報を周知いただく取組を進めている。
- ・ 加えて、令和8年1月に施行された中小受託取引適正化法（取適法）の実効性を担保するため、本県では「埼玉県適正取引情報共有ネットワーク」を令和8年2月に立ち上げ、ワンチームで適正な取引を推進している。
- ・ こうした取組により、本県企業の価格転嫁は着実に進展し、埼玉県四半期経営動向調査（令和8年1～3月期）では、価格高騰に対し「6割以上価格転嫁ができた」と回答した企業が57.2パーセントとなり、前年同時期から3.2ポイント改善するとともに、価格転嫁が進んだ企業は賃上げ実施率が高い傾向にあることも確認できた。
- ・ 企業のサプライチェーンは全国に広がっているため、国においては、「価格転嫁の埼玉モデル」を横展開し、社会全体での機運醸成を更に進めていただきたい。
- ・ また、課題となっている労務費の価格転嫁について、国は、令和7年12月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を改正しているが、地方自治体や業界団体との更なる連携の上、実効性のある取組を進めるようお願いしたい。
- ・ さらに、国は問題となる事案を調査し、立入調査や勧告を行うなど、受託取引の監督を強化しているが、取引状況の実態を的確に把握するためには、現場に近い地方自治体と連携した実態把握なども必要と考える。令和8年1月1日施行の「受託中小企業振興法」では、国と地方の更なる連携強化が規定されているため、「埼玉県適正取引情報共有ネットワーク」のような取組を広げることで、国と地方の綿密な連携による実態把握などを強化していただきたい。
- ・ 今後も円滑な価格転嫁に向けた実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施するよう求める。

8 活樹の推進【一部新規】



要望先：財務省、国税庁、農林水産省、林野庁、国土交通省
県担当課：森づくり課

◆提案・要望

- (1) 豊富な森林資源を活用し、木材の使用・森林の利用という新たなテーマに主眼を置いた活樹運動を国民運動として定着させるため、全国育樹祭を「全国育樹・活樹祭」へ発展させることを検討すること。その実現に向けては、地方自治体の負担が極力生じないよう支援すること。
- (2) 森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の充実、補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な予算の確保など支援の拡充を講じること。
- (3) 長期利用の要件を満たす木造建築物の普及により二酸化炭素の削減と健全な森林循環を促進するため、財務省令に定める減価償却資産の耐用年数のうち木造建築物については、客観的な指標等に基づいた評価を行い、耐用年数の見直しを図るとともに、木材利用による炭素貯蔵効果をJ-クレジット制度に反映させる仕組みを整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 全国植樹祭及び全国育樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として、森林の造成や保全の重要性を国民に発信し、我が国の森林資源の充実に大きく貢献してきた。
- ・ 一方で、国産木材の自給率は依然として5割に満たず、森林資源が充実しているにもかかわらず、その利用は十分に進んでいない。
- ・ 森林の公益的機能を将来にわたり維持していくためには、「植えて、育てる」だけでなく、「伐って・使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進めることが必要である。
- ・ このような状況を踏まえ、今後は、豊富な森林資源を活用し、木材の使用・森林の利用という新たなテーマに主眼をおいた活樹運動を国民運動として広く発信していくことが重要と考える。
- ・ しかしながら、新たな全国イベントを創設した場合、地方の負担が増加する懸念がある。
- ・ そこで、地方の負担が極力生じないよう、既存の全国育樹祭の枠組を活用し、全国育樹祭を「全国育樹・活樹祭」として発展させることについて検討することを求める。
- ・ 林野庁の「林業・木材産業再生基盤づくり交付金」(令和8年度事業名「林業・木材産業循環成長対策交付金」)は、平成27年度まで2分の1であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。
- ・ 平成29年度からは、補助対象から庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことから、多くの建築物が補助対象外となった。
- ・ さらに、平成28年度以降は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。
- ・ 公共建築物等の木造、木質化を推進するためには、補助要件の緩和、予算の確保など支援の拡充が早急に必要である。
- ・ また、住宅を対象とした長期優良住宅は100年、非住宅を対象とした「木造建築物の耐用年数

評価ガイドライン」による建築物は50年以上使用可能とされている。

- ・ しかし、現行の制度では、木造建築物の減価償却は一律（住宅：22年、事務所：24年）であり、長期利用価値が十分に評価されておらず、中大規模を含めた木造建築物の普及を図る上で、実質的に足枷になっている。
- ・ 加えて、木材利用による炭素貯蔵効果について、令和8年4月に改正されたSHK制度で企業等は木材を使った建築物の炭素貯蔵量を温室効果ガス排出量から差引くことが可能となった一方、貯蔵されたCO₂を取引するJ-クレジット制度において、木材利用については制度設計上の課題である追加性・持続性の観点から適用を見送られている。しかし、長期優良住宅やガイドラインによる建築物は追加性・持続性を担保できるものと考えられる。
- ・ 法定耐用年数や制度の見直しを図り、木材利用の効果が市場で十分に評価される仕組みを構築することにより、木造建築物の普及を促進することが必要である。